

法人税、住民税及び事業税の基礎知識 ④(最終回) 税効果会計の考え方

はじめに

皆様、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお申し込み申し上げます。まず最初に昨年 12 月に本 Monthly Press が諸般の事情で発行できなかったことについてお詫び申し上げます。その分、本年どこかで Catch up しますので、ご了承の程お願いいたします。

さて、「法人税、住民税及び事業税の基礎知識」の最終回は、税効果会計の考え方についてです。税効果会計を実施すると「税金が安くなる」とお思いの方もいらっしゃるかもしれませんが、税効果会計を適用しても法人税等の納税額には一切影響を及ぼしませんので念のため。

1. 基本的な考え方

Vol.2005-9 の回で、『申告調整項目の属性分類』というのを記載しました。その内容をもう一度記載します。

【申告調整項目の属性分類】

申告調整項目は、その属性により以下のように分類されます。

- ① 一時差異 (Timing difference)
収益と益金、または、費用・損失と損金との差異が、計上すべきタイミングの相違によるものです。
- ② 永久差異 (Permanent difference)
収益と益金、または、費用・損失と損金との差異が永久に解消されないもので、受取配当金の益金不算入、交際費の損金不算入、寄付金の損金不算入などがあります。これらの項目以外はほとんどが一時差異になります。

このうち、税効果会計に影響があるのは、①の一時差異のみです。

税効果会計は、収益と益金、または、費用・損失と損金の認識のタイミングのずれにより、法人税、住民税及び事業税の金額が損益計算書の税引前当期純利益の金額に比べて過大(過少)に計上されてしまうのを補正するために導入された概念です。わかりづらいかと思しますので、具体例を用いてご説明しましょう。

2. 具体例

税務上は損金と認められない、棚卸資産評価損を例にとって説明しましょう。実効税率(課税所得に対する法人税、住民税、事業税の合計の負担割合)を 40%とします。

① 税効果会計を適用しない場合

損益計算書

.....	
棚卸資産評価減	1,000
税引前当期純利益	5,000
法人税、住民税及び事業税	2,400
当期純利益	2,600

この場合、税引前当期純利益に対して、48%の税金が計上されています。これはいうまでもなく、棚卸資産評価減が税務上損金と認められないために、当該金額に対しても税金が課されるためです。

② 税効果会計を適用した場合

損益計算書

.....	
棚卸資産評価減	1,000
税引前当期純利益	5,000
法人税、住民税及び事業税	2,400
法人税等調整額	△400
当期純利益	3,000

一次差異である棚卸資産評価減 1,000 に対して、実効税率 40%を乗じた 400 を法人税等調整額として法人税、住民税及び事業税から差引くことで、同額当期純利益が大きくなります。これにより、税引前当期純利益から、実効税率 40%を差引いた残り 60%が当期純利益として計上されることになるのです。

なお、法人税等調整額の相手勘定は、『繰延税金資産』です。貸借対照表の資産の部に計上されます。性格的には税金の前払費用だと思えばよいと思います。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)